

# 山形県委託業務等検査要領

## (総 則)

第1条 山形県が所掌する建設工事に係る測量、調査、設計、建築設計、用地関係委託業務等(以下「委託業務等」という。)の適正な履行を確保するために行う検査業務に関しては、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、同施行令(昭和22年5月3日政令第16号)、山形県財務規則(昭和39年3月23日山形県規則第9号)、その他別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## (目 的)

第2条 この要領は、山形県の発注する委託業務等の検査(以下「検査」という。)に関し必要な事項を定め、適正な検査業務を確保するとともに、委託業務等の成果品の品質向上を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「契約担当者」とは、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月21日山形県訓令第49号)第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者をいう。
- (2)「受注者」とは、委託業務等の実施に関し、発注者と委託契約を結んだ個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「検査員」とは、各契約書に基づき契約担当者が検査を命じた者をいう。
- (4)「監督(調査)職員」とは、各契約書に基づき契約担当者が指定した総括監督(調査)員、監督(調査)員をいう。

## (検査の種類)

第4条 検査は、完了検査、及び部分完了検査とする。

- 2 完了検査は、委託業務等が完了した旨の通知があったときに行う。
- 3 部分完了検査は、委託業務等の指定した部分が完了した旨の通知があったときに行う。

## (検査の内容)

第5条 検査は、委託業務等の成果を対象とし、委託業務等の委託契約書、図面、仕様書、その他の関係書類(以下「設計図書」という。)に基づき成果品の適否を判定するとともに、当該委託業務等が適切に管理されているか、委託業務等に係る事務が適正に処理されているか、検査する。

## (検査を行う職員)

第6条 検査は、契約担当者が命令する職員が行うものとする。

## (検査員の制限)

第7条 検査員は、その委託業務等の監督(調査)職員が検査員を兼ねることはできない。

ただし、1件の検査時における設計金額(消費税及び地方消費税を含む)が100万円を超えな

い委託業務等にあつて、契約担当者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

( 検査員を命ずる形式 )

第 8 条 第 6 条の規定による検査員の命令は、検査命令書 ( 様式第 1 号 ) により行うものとする。

この場合において、1 件の検査時における設計金額 ( 消費税及び地方消費税を含む ) が 200 万円を超えない委託業務等にあつては、検査命令書にかえて口頭によることができる。

2 検査員の命令は、各検査ごとに行うものとする。

( 検査員の依頼 )

第 9 条 総合支庁の部長及び出先機関の長 ( 以下「部長等」という。 ) は、必要に応じ他機関に検査を依頼できるものとする。

2 検査を依頼する場合は、検査依頼書 ( 様式第 2 号 ) により他機関の長に依頼するものとする。

( 検査の通知 )

第 10 条 契約担当者は、検査日が決定した場合には、委託業務等検査日通知書 ( 様式第 3 号 ) により、検査の日時、場所等を受注者に通知するものとする。ただし、検査日の通知は、指示書、協議打合せ記録簿等により行うこともできる。

( 検査の立ち会い )

第 11 条 検査員は、監督 ( 調査 ) 職員及び受注者、又は管理技術者等 ( 管理技術者、照査技術者及びその委託業務等の関係技術者をいう。以下同じ。 ) の立ち会いを求め検査を行うものとする。

( 修補の指示 )

第 12 条 検査員は、検査の結果、設計図書に照合し不完全な箇所がある場合において、その状況が軽微でその修補が早期に完了し得ると認められるときは、その修補を指示することができる。

2 前項の指示は、10 日 ( 「休日」を除く。 ) 以内の期限を定め、委託業務等修補指示書 ( 様式第 4 号 ) により行うものとする。

ただし、その状況が極めて軽微であり、5 日 ( 「休日」を除く。 ) 以内に修補が完了すると認められる場合は、委託業務等修補指示書にかえて口頭によることができる。

3 受注者は、委託業務等の修補が完了したときは、速やかに委託業務等修補完了届 ( 様式第 5 号 ) を提出しなければならない。

ただし、前項後段の規定により修補を口頭指示した委託業務等にあつては、委託業務等修補完了届にかえて口頭によることができる。

4 第 8 条第 1 項の口頭命令の規定は、第 1 項の修補を指示する場合について準用する。

( 修補の請求 )

第 13 条 契約担当者は、第 15 条に規定する検査報告に基づき修補を要すると認められたときは、委託業務等修補請求書 ( 様式第 6 号 ) により受注者に修補を命じ、委託業務等修補請求書 ( 様式第 7 号 ) を徴するものとする。

( 修補の検査 )

第 14 条 第 12 条第 1 項の規定により委託業務等の修補を指示した部分についての検査は、原則として

当該委託業務等の検査にあたった者が行うものとする。

2 前項の検査を終了したときは、委託業務等修補確認書（様式第8号）により報告するものとする。

ただし、第12条第2項後段の規定により修補を口頭指示した委託業務等にあつては、委託業務等修補確認書にかえて口頭によることができるものとする。

3 第8条第1項の口頭命令の規定は、第2項の修補部分の検査の報告について準用するものとする。

4 第13条の規定により修補を命じた部分の検査は、完了検査の例により行うものとする。

#### （検査の報告）

第15条 検査員は、検査を終了したときは、必要に応じ検査状況写真及び必要書類等を添付し、速やかに契約担当者に報告しなければならない。報告は、検査復命書（様式第9号）により行うものとする。

ただし、1件の当初設計金額、又は検査時における設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が200万円を超えない委託業務等にあつては、検査復命書の作成を省略することができる。

2 当該委託業務等が、山形県委託業務等成績評定要第4条に規定する成績評定の対象業務である場合には、同要領の定めに従い成績評定を行うものとする。

第16条 第14条第4項の規定による修補部分についての検査復命書は、最初に検査を行った検査員を経由して提出しなければならない。この場合における委託業務等の成績の評定は、検査員相互に協議して行うものとする。

第17条 検査員は、検査の結果合格と認定したときは、完了通知書に検査年月日を記入して署名押印し、摘要欄に検査結果を記入する。

#### （その他）

第18条 ここに定めるもののほか、委託業務等の検査について必要な事項は、その都度定める。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成18年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成19年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成25年4月1日から施行する



様式第1号 (検査命令書)

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	平成 年 月 日	起案者	電話 ( )		公印管理者	
起 案	平成 年 月 日	所属名	課 (室)			
決 裁	平成 年 月 日	職 名				
施 行	平成 年 月 日	氏 名	印			
<p>件 名</p> <p>委託業務等の検査員を命ずることについて</p>						
<p>決裁(合議)者</p>						
<p>件名のことについて、検査命令書のとおり検査員を命じてはいかがですか。</p>						
<p>検 査 命 令 書</p>						<p>受 命 印</p>
<p style="text-align: center;">所属名 職 名 氏 名</p> <p>下記委託業務の検査員を命ずる</p>						
施 行 番 号	委託業務名称					
委 託 業 務 箇 所	市		町		地内	
	郡		村			
委 託 料	¥					
履 行 期 間	平成 年 月 日から		業務完了の日		平成 年 月 日	
	平成 年 月 日まで					
検 査 区 分	完了検査		部分完了検査			
摘 要						

様式第2号 (委託業務等検査依頼書)

第 号 平成 年 月 日						
殿  総合支庁の部長 (出先機関の長)						
印						
委託業務等検査依頼書  下記委託業務について検査を実施されるよう依頼します。  記						
施行番号						
委託業務名称						
委託業務箇所	市・郡	町・村	地内			
委託料	¥					
履行期間	平成 年 月 日から		平成 年 月 日まで			
希望検査日時	平成 年 月 日 ( )		午前・午後		時 分	
希望検査場所	総合支庁		会議室			
備考						
第 号 平成 年 月 日						
総合支庁の部長 殿 (出先機関の長)						
印						
委託業務等検査命令(依頼)書  下記のとおり検査を(依頼します)命じたので通知します。  記						
検査員職氏名	所属名		職名		氏名	
検査日時	平成 年 月 日 ( )		午前・午後		時 分	
備考						

第 号  
平成 年 月 日

受注者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 殿

山形県知事 氏 名 印  
(出先機関の長)

### 委託業務等検査日通知書

委託業務について下記の通り検査を行います。

記

施行番号 委託業務名称	
委託業務箇所	市 町 地内 郡 村
委託料	¥
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
検査日時	平成 年 月 日( ) 午前 時 分 午後
検査場所	総合支庁 会議室
備考	

第 号  
平成 年 月 日

受注者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 殿

山形県知事 氏 名 印  
(出先機関の長)

### 委託業務等修補指示書

下記委託業務について、平成 年 月 日に検査を行ったところ、修補の必要があるので、下記のとおり指示します。

記

施行番号 委託業務名称			
委託業務箇所	市 町 郡 村	地内	
委託料	¥		
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
総括監督(調査) 員 職 氏 名		監督(調査) 員 職 氏 名	
発注者側 立合者職氏名		受注者側 立合者職氏名	
修補完了期限	平成 年 月 日		
修補の内容 (具体的に記載)			

第 号  
平成 年 月 日

検査員  
所属・職氏名 殿

受注者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

委託業務等修補完了届

平成 年 月 日付けで指示あった下記委託業務に係る修補が完了したのでお届けいたします。

記

施行番号 委託業務名称			
委託業務箇所	市 郡	町 村	地内
委託料	¥		
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	検査実施の日	平成 年 月 日
総括監督(調査) 員 職氏名		監督(調査) 員 職氏名	
発注者側 立合者職氏名		受注者側 立合者職氏名	
修補完了期限	平成 年 月 日		
修補指示に対する措置内容			

第 号  
平成 年 月 日

受注者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 殿

山形県知事 氏 名 印  
(出先機関の長)

### 委託業務等修補請求書

下記委託業務について(完了・部分完了)検査を行ったところ、修補の必要がありますので下記のとおり請求します。

記

施行番号 委託業務名称			
委託業務箇所	市 郡	町 村	地内
委託料	¥	履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
検査員職氏名		検査実施の日	平成 年 月 日
総括監督(調査) 員 職 氏 名		監督(調査) 員 職 氏 名	
発注者側 立合者職氏名		受注者側 立合者職氏名	
修補完了期限	平成 年 月 日		
修補を要する 事 項			

第 号  
平成 年 月 日

山形県知事 氏 名 印  
(出先機関の長)

受注者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

委 託 業 務 等 修 補 請 書

平成 年 月 日付けで請求あった下記委託業務にかかる修補事項は、期限までに完了いたします。

記

施行番号 委託業務名称			
委託業務箇所	市 郡	町 村	地内
委託料	¥	履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
検査員職氏名		検査実施の日	平成 年 月 日
総括監督(調査) 員 職 氏 名		監督(調査) 員 職 氏 名	
発注者側 立合者職氏名		受注者側 立合者職氏名	
修補完了期限	平成 年 月 日		
修補を要する 事 項			

第 号  
平成 年 月 日

山形県知事 氏 名 印  
(出先機関の長)

検 査 員  
所属・職氏名 印

### 委 託 業 務 等 修 補 確 認 書

下記委託業務の修補指示書における修補内容について検査の結果、指示どおり修補が完了していることを確認しました。

記

施行番号 委託業務名称			
委託業務箇所	市 郡	町 村	地内
委託料	¥	履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
検査区分	完了 部分完了	検査員職氏名	
総括監督(調査) 員 職 氏 名		監督(調査) 員 職 氏 名	
検査実施の日	平成 年 月 日	修補完了期限	平成 年 月 日
修補完了期限	平成 年 月 日	修補業務の 検査実施の日	平成 年 月 日
備考			

委託業務等 完 了  
部分完了 検査復命書

命により検査の結果、その状況は下記のとおりでしたので復命します。

年 月 日

検査員所属

職名

氏名

印

山形県知事 氏 名 殿

施行番号			
委託業務名称			
委託業務箇所	市・郡	町・村	地内
受注者			
契約締結の日			
履行期間			
完了・部分完了の日			
検査実施の日			
設計委託料	¥		
委託料	¥		
総括監督(調査)員 職氏名		監督(調査)員 職氏名	
担当技術者 職氏名		主任技術者 職氏名	
管理技術者 職氏名		照査技術者 職氏名	
発注者側立合者 職氏名		受注者側立合者 職氏名	
検査実施内容 (設計図書との整合、目的の達成度、的確なとりまとめ、ミスの有無等)			
検査結果			